

泉大津市議会令和元年第3回定例会会議事項

(令和元年 12 月 4 日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	2 7	泉大津市下水道事業の設置等に関する条例制定の件	3
同	2 8	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	1 1
同	2 9	泉大津市下水道条例の一部改正の件	2 5
同	3 0	泉大津市火災予防条例の一部改正の件	2 9
同	3 1	指定管理者の指定の件	3 5
同	3 2	市道路線の認定の件	3 7
同	3 3	公平委員会委員の選任について同意を求める件	4 7
同	3 4	令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件	5 1
同	3 5	令和元年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算の件	8 5
同	3 6	令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	1 0 1
同	3 7	令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 1 7
同	3 8	令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	1 3 3
同	3 9	令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算の件	1 4 9

議案第 27 号

泉大津市下水道事業の設置等に関する条例制定の件

泉大津市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について（平成 27 年 1 月 27 日総財公第 18 号）」の趣旨に鑑み、下水道事業の経営状況を的確に把握し、将来にわたって持続可能な下水道事業経営を確保するため、下水道事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等を適用するに当たり、下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市下水道事業の設置等に関する条例（案）

（下水道事業の設置）

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域及び処理人口は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める区域及び人口とする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事

務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第8条 市長は、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までにそれぞれ作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(泉大津市下水道事業特別会計条例の廃止)

- 2 泉大津市下水道事業特別会計条例（昭和 4 5 年泉大津市条例第 8 号）は、廃止する。

（泉大津市下水道基金条例の一部改正）

- 3 泉大津市下水道基金条例（平成 2 7 年泉大津市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第 5 条中「歳計現金に」を削る。

(参 考)

泉大津市下水道事業の設置等に関する条例（案）要綱

この条例（案）は、総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」の趣旨に鑑み、下水道事業の経営状況を的確に把握し、将来にわたって持続可能な下水道事業経営を確保するため、下水道事業に地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入するに当たり、下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであること。

1 下水道事業の設置

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置するものであること。（第1条）

2 法の財務規定等の適用

法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものであること。（第2条）

3 経営の基本

- (1) 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならないとするものであること。（第3条第1項）
- (2) 下水道事業の処理区域及び処理人口は、下水道法第4条第1項の事業計画において定める区域及び人口とするものであること。（第3条第2項）

4 重要な資産の取得及び処分

法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とするものであること。（第4条）

5 議会の同意を要する賠償責任の免除

下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合

とするものであること。（第5条）

6 会計事務の処理

下水道事業の出納その他の会計事務のうち、公金の収納又は支払に関する事務及び公金の保管に関する事務は、会計管理者に行わせるものであること。（第6条）

7 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等は、その金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとするものであること。（第7条）

8 業務状況説明書類の作成及び公表

下水道事業に関し、毎事業年度の業務の状況を説明する書類の作成及び公表の時期並びに書類の記載事項等を定めるものであること。（第8条）

9 委任

この条例（案）の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものであること。（第9条）

10 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和2年4月1日から施行するものであること。（附則第1項）

(2) 泉大津市下水道事業特別会計条例の廃止

泉大津市下水道事業特別会計条例は、廃止するものであること。（附則第2項）

(3) 泉大津市下水道基金条例の一部改正

泉大津市下水道基金条例について所要の改正を行うものであること。（附則第3項）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行により、地方公務員法（昭和 25 年
法律第 261 号）、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）及
び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、一般職の職員とな
り、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から「成年被後
見人又は被保佐人」が削除されること等に伴い、関係条例の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第1条 泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年泉大津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第34条第1項後段中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第34条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第35条第1項後段中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 泉大津市職員の退職手当に関する条例（昭和38年泉大津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉大津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年泉大津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉大津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(参 考)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）要綱

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法、一般職の職員の給与に関する法律及び児童福祉法の一部が改正され、一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されること等に伴い、関係条例の整備を行うものであること。

1 泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

引用している地方公務員法の条項ずれに伴う規定の整備を行うものであること。
(第1条関係)

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じた規定の整備を行うものであること。(第2条関係)

3 泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正

引用している地方公務員法の条項の削除に伴う規定の整備を行うものであること。(第3条関係)

4 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

引用している地方公務員法の条項の削除に伴う規定の整備を行うものであること。(第4条関係)

5 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

引用している地方公務員法の条項の削除に伴う規定の整備を行うものであること。(第5条関係)

6 泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

引用している児童福祉法の条項ずれに伴う規定の整備を行うものであること。
(第6条関係)

7 施行期日

この条例（案）は、令和元年１２月１４日から施行するものであること。ただし、６については、公布の日から施行するものであること。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第1 泉大津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（失職の例外） 第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないものとするができる。	（失職の例外） 第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないものとするができる。

第2 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（休職者の給与） 第18条 （略） 2～5 （略） 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第34条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に市長が定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。	（休職者の給与） 第18条 （略） 2～5 （略） 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第34条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により別に市長が定める日に当該

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 3 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条から第 3 4 条の 3 までにおいて、これらの日を 「基準日」という。）にそれぞれ在職 する職員に対して、それぞれ基準日 の属する月の市長が別に定める日 （次条及び第 3 4 条の 3 第 1 項にお いてこれらの日を「支給日」とい う。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した 職員についても同様とする。 2 及び 3 （略） 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それ ぞれの基準日現在（退職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、又 は死亡した日現在）において職員が 受けるべき給料及び扶養手当の月額 並びにこれらに対する地域手当の月 額の合計額とする。 5 （略） 第 3 4 条の 2 次の各号のいずれかに	各項の例による額の期末手当を支給 することができる。 (期末手当) 第 3 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条から第 3 4 条の 3 までにおいて、これらの日を 「基準日」という。）にそれぞれ在職 する職員に対して、それぞれ基準日 の属する月の市長が別に定める日 （次条及び第 3 4 条の 3 第 1 項にお いてこれらの日を「支給日」とい う。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方 公務員法第 1 6 条第 1 号に該当して 同法第 2 8 条第 4 項の規定により失 職し</u>、又は死亡した職員についても 同様とする。 2 及び 3 （略） 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それ ぞれの基準日現在（退職し、<u>若しく は失職し</u>、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又 は死亡した日現在）において職員が 受けるべき給料及び扶養手当の月額 並びにこれらに対する地域手当の月 額の合計額とする。 5 （略） 第 3 4 条の 2 次の各号のいずれかに

改 正 案	現 行
該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) （略） (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第２８条第４項の規定により失職した職員 (3)及び(4) （略） （勤勉手当） 第３５条 勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。	該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) （略） (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第２８条第４項の規定により失職した職員（<u>同法第１６条第１号に該当して失職した職員を除く。</u>） (3)及び(4) （略） （勤勉手当） 第３５条 勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。</u>

改 正 案	現 行
2 ～ 6 (略)	2 ～ 6 (略)

第 3 泉大津市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第 3 条関係）

改 正 案	現 行
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該職員に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 地方公務員法第 2 8 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる	（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該職員に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 地方公務員法第 2 8 条第 4 項の規定による失職（同法第 1 6 条第

改 正 案	現 行
退職をした者 2 及び 3 (略)	<u>1 号に該当する場合を除く。)</u> 又は これに準ずる退職をした者 2 及び 3 (略)

第 4 泉大津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧
対照表 (第 4 条関係)

改 正 案	現 行
(退職手当) 第 1 7 条 (略) 2 退職手当は次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) (略) (2) 地方公務員法第 2 8 条第 4 項の規定による失職をした者 (3) (略) 3 ～ 8 (略)	(退職手当) 第 1 7 条 (略) 2 退職手当は次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) (略) (2) 地方公務員法第 2 8 条第 4 項の規定による失職 <u>(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)</u> をした者 (3) (略) 3 ～ 8 (略)

第5 泉大津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧
対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
（退職手当） 第18条 （略） 2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) （略） (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) （略） 3～8 （略）	（退職手当） 第18条 （略） 2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) （略） (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者 (3) （略） 3～8 （略）

第6 泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
（職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修	（職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修

改 正 案	現 行
了した保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) （略） (2) 法第１８条の５各号及び法第<u>３４条の２０第１項第３号</u>のいずれにも該当しない者 3 （略）	了した保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) （略） (2) 法第１８条の５各号及び法第<u>３４条の２０第１項第４号</u>のいずれにも該当しない者 3 （略）

議案第 29 号

泉大津市下水道条例の一部改正の件

泉大津市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

大阪府内の各市町村が実施している下水道排水設備工事責任技術者の登録等に係る業務が、令和 2 年 4 月 1 日から大阪府下水道協会に一元化されることに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市下水道条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市下水道条例（昭和48年泉大津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「市指定排水設備工事業者及び責任技術者は、それぞれ」を「市指定排水設備工事業者は、」に改める。

第25条第1項第2号中「責任技術者 1件につき 2,000円」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市下水道条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(市指定排水設備工事業者) 第 6 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 <u>市指定排水設備工事業者は、市長</u> に登録を申請し、証書の交付を受け なければならない。 5 及び 6 (略) (手数料) 第 2 5 条 手数料は、次の各号に定め るところにより、申込者からこれを 徴収する。 (1) (略) (2) 登録手数料 市指定排水設備工 事業者 1 件につ き 4, 0 0 0 円 (3) (略) 2 (略)	(市指定排水設備工事業者) 第 6 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 <u>市指定排水設備工事業者及び責任 技術者は、それぞれ市長に登録を申 請し、証書の交付を受けなければなら ない。</u> 5 及び 6 (略) (手数料) 第 2 5 条 手数料は、次の各号に定め るところにより、申込者からこれを 徴収する。 (1) (略) (2) 登録手数料 市指定排水設備工 事業者 1 件につ き 4, 0 0 0 円 <u>責任技術者 1 件 につき 2, 0 0 0 円</u> (3) (略) 2 (略)

議案第 30 号

泉大津市火災予防条例の一部改正の件

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

総務省消防庁通知「違反對象物に係る公表制度の実施の推進について（平成 27 年消防予第 133 号）」の趣旨に鑑み、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市火災予防条例（昭和 37 年泉大津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 48 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、総務省消防庁通知「違反対象物に係る公表制度の実施の推進について」の趣旨に鑑み、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

防火対象物の消防用設備等の状況の公表について、次のように定めるものであること。（第４８条の２関係）

- (1) 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができるものであること。
- (2) 消防長は、(1)による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものであること。
- (3) (1)による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めるものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、令和２年４月１日から施行するものであること。

泉大津市火災予防条例新旧対照表

改 正 案	現 案 行
第 4 8 条 （略） <u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u> 第 4 8 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。 第 4 9 条 （略）	第 4 8 条 （略） 第 4 9 条 （略）

議案第 31 号

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
総合体育館 助松公園テニスコート 汐見公園多目的広場 中央緑地多目的広場 中央緑地サブ広場 中央緑地フットサル場 中央緑地テニスコート なぎさテニスコート 古池公園運動場 三十合池公園運動場 助松公園野球場 助松公園プール	東京都港区三田三丁目 13 番 16 号 三田 43MT ビ ル 14 階 株式会社ティップネス	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 32 号

市 道 路 線 の 認 定 の 件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の認定について市議会の議決を求める。

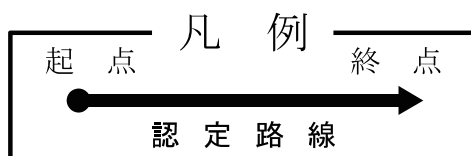
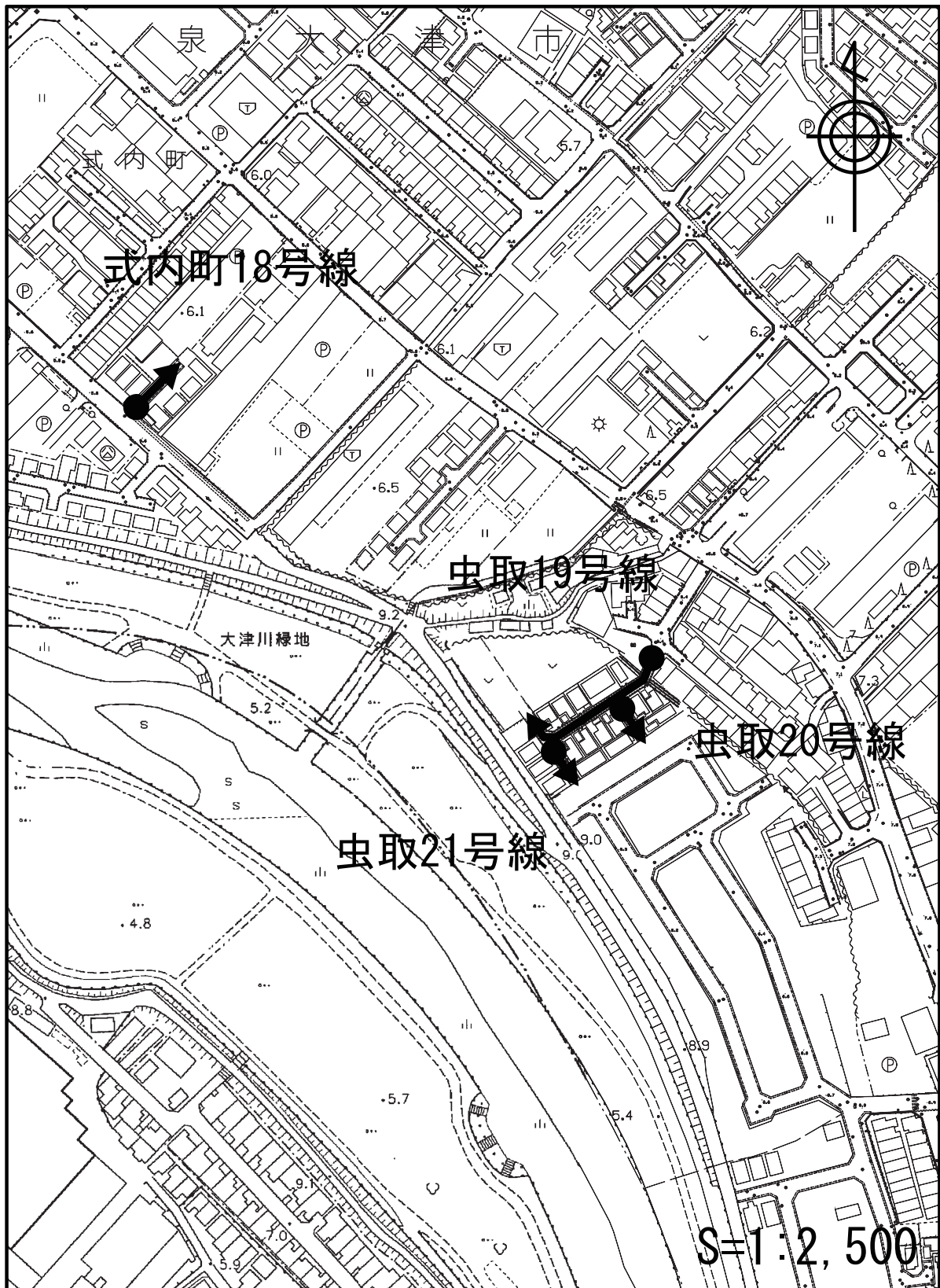
令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
虫 取 19 号 線	起点 虫取町二丁目 123 番地の 24 先 終点 同 115 番地の 4 先	—	別紙見取図 1
虫 取 20 号 線	起点 虫取町二丁目 115 番地の 10 先 終点 同 115 番地の 9 先	—	同
虫 取 21 号 線	起点 虫取町二丁目 115 番地の 17 先 終点 同 115 番地の 16 先	—	同
式内町 18 号 線	起点 式内町 47 番地の 10 先 終点 同 47 番地の 12 先	—	同
西港町 16 号 線	起点 西港町 147 番地の 5 先 終点 同 147 番地の 9 先	—	別紙見取図 2
豊 中 52 号 線	起点 北豊中町一丁目 562 番地の 5 先 終点 同 562 番地の 11 先	—	別紙見取図 3
豊 中 53 号 線	起点 北豊中町一丁目 548 番地の 15 先 終点 同 548 番地の 17 先	—	同
豊 中 54 号 線	起点 豊中町三丁目 855 番地の 3 先 終点 同 855 番地の 8 先	—	別紙見取図 4

路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
千 原 １ ９ 号 線	起点 千原町二丁目 １ ６ １ 番地の ３ 先 終点 同 １ ６ １ 番地の ９ 先	—	別紙見取図 ５
板 原 ６ ４ 号 線	起点 板原町三丁目 ２ ５ ２ 番地の ３ 先 終点 同 ２ ５ ２ 番地の １ １ 先	—	別紙見取図 ６
板 原 ６ ５ 号 線	起点 板原町三丁目 ３ ２ ３ 番地の ８ 先 終点 同 ３ ２ ３ 番地の １ ０ 先	—	同
東助松 ３ ３ 号 線	起点 東助松町一丁目 ４ ４ １ 番地の ５ 先 終点 同 ４ ４ １ 番地の ９ 先	—	別紙見取図 ７

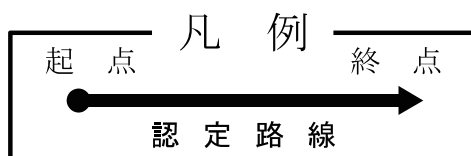
見取図 1



路線名

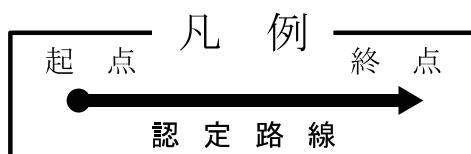
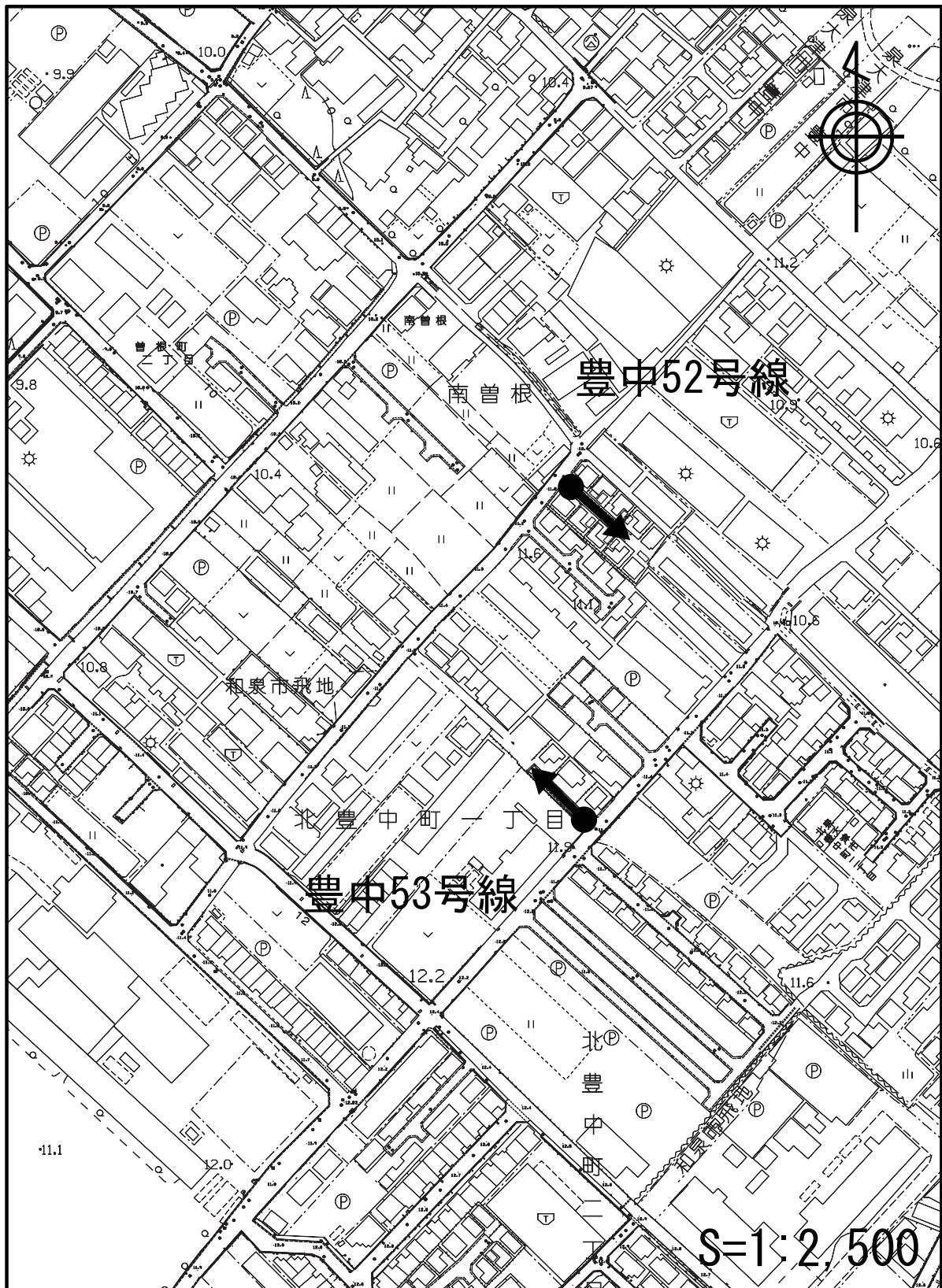
虫取19号線
 虫取20号線
 虫取21号線
 式内町18号線

見取図 2



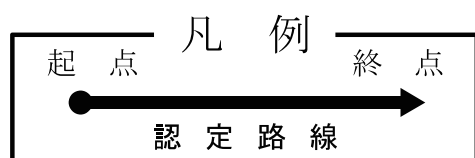
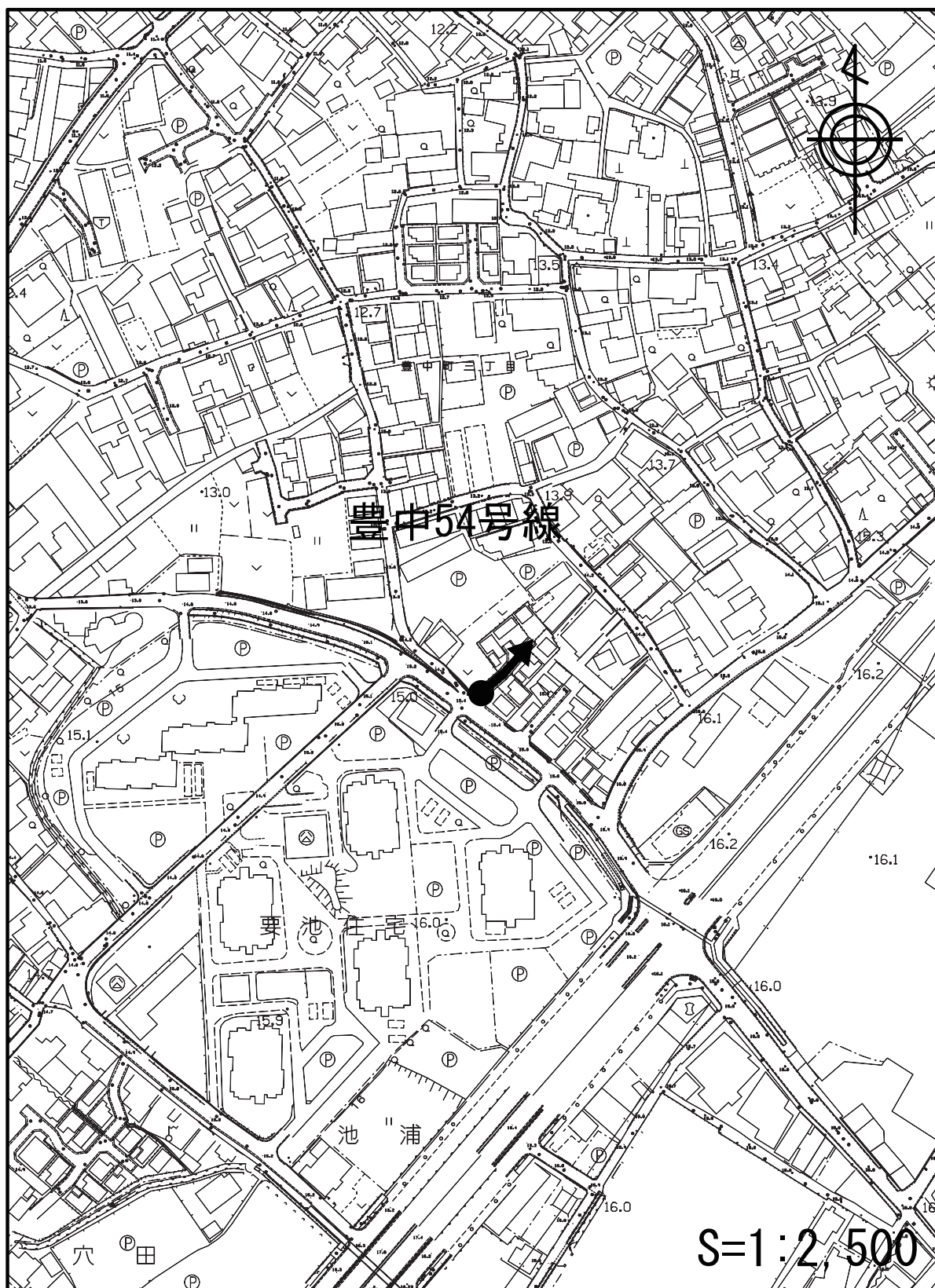
路線名 西港町16号線

見取図 3



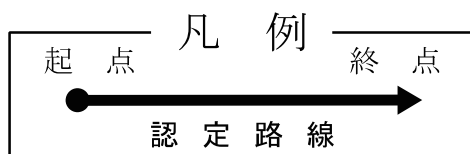
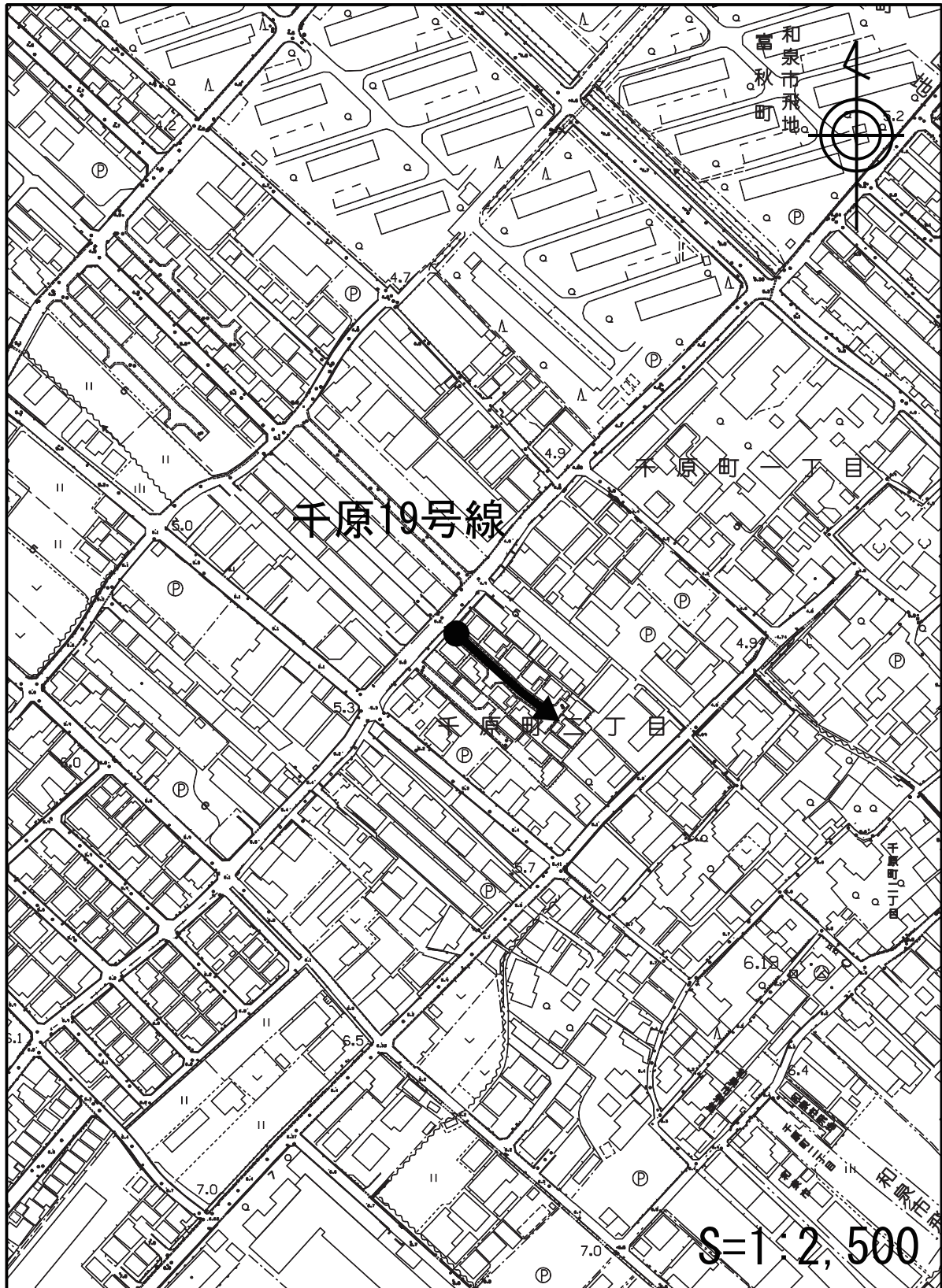
路線名 豊中52号線
 豊中53号線

見取図 4



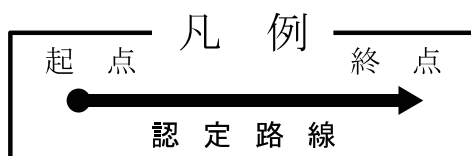
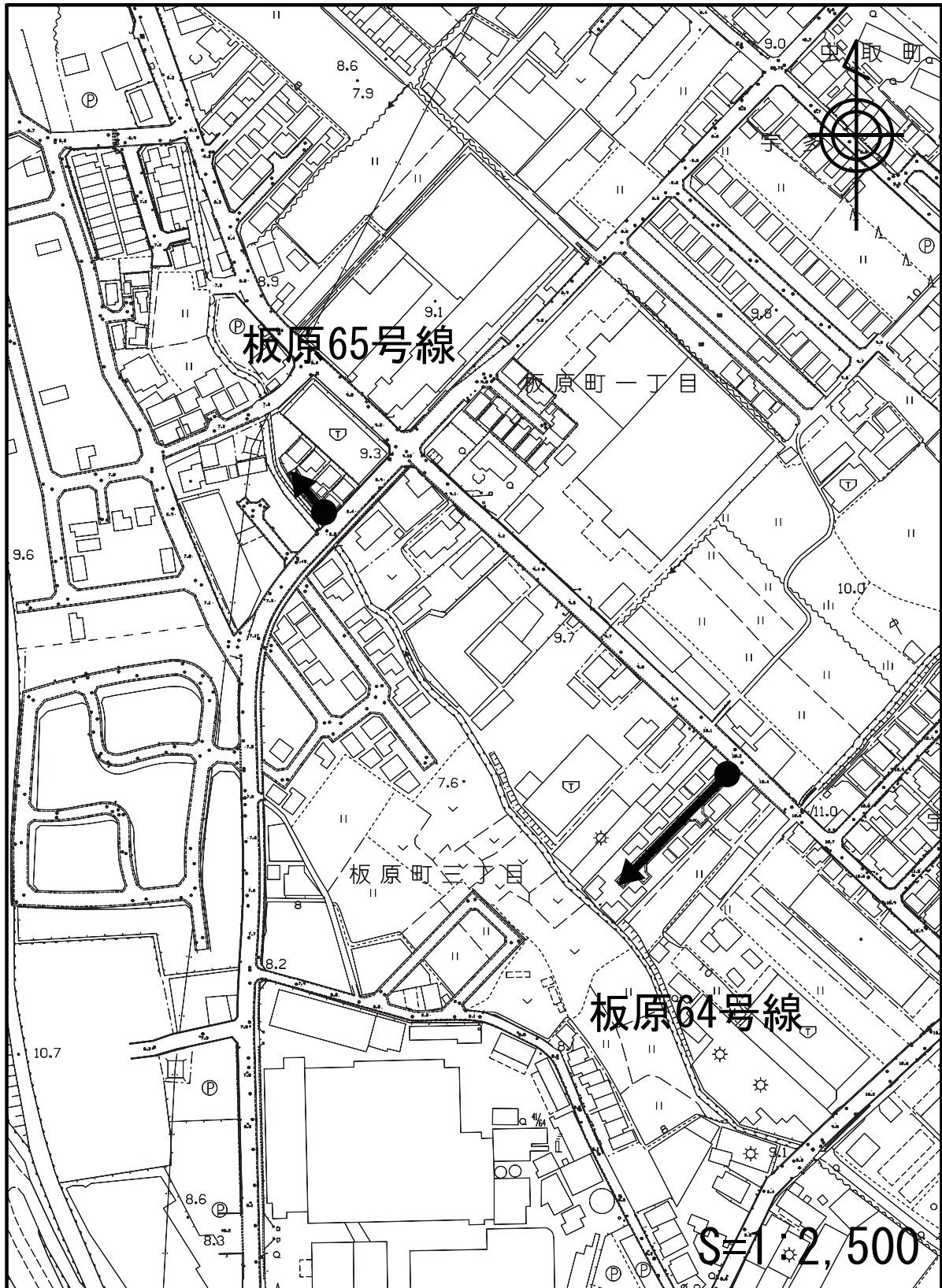
路線名 豊中54号線

見取図 5



路線名 千原19号線

見取図 6

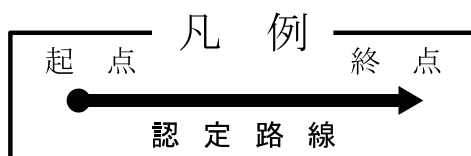
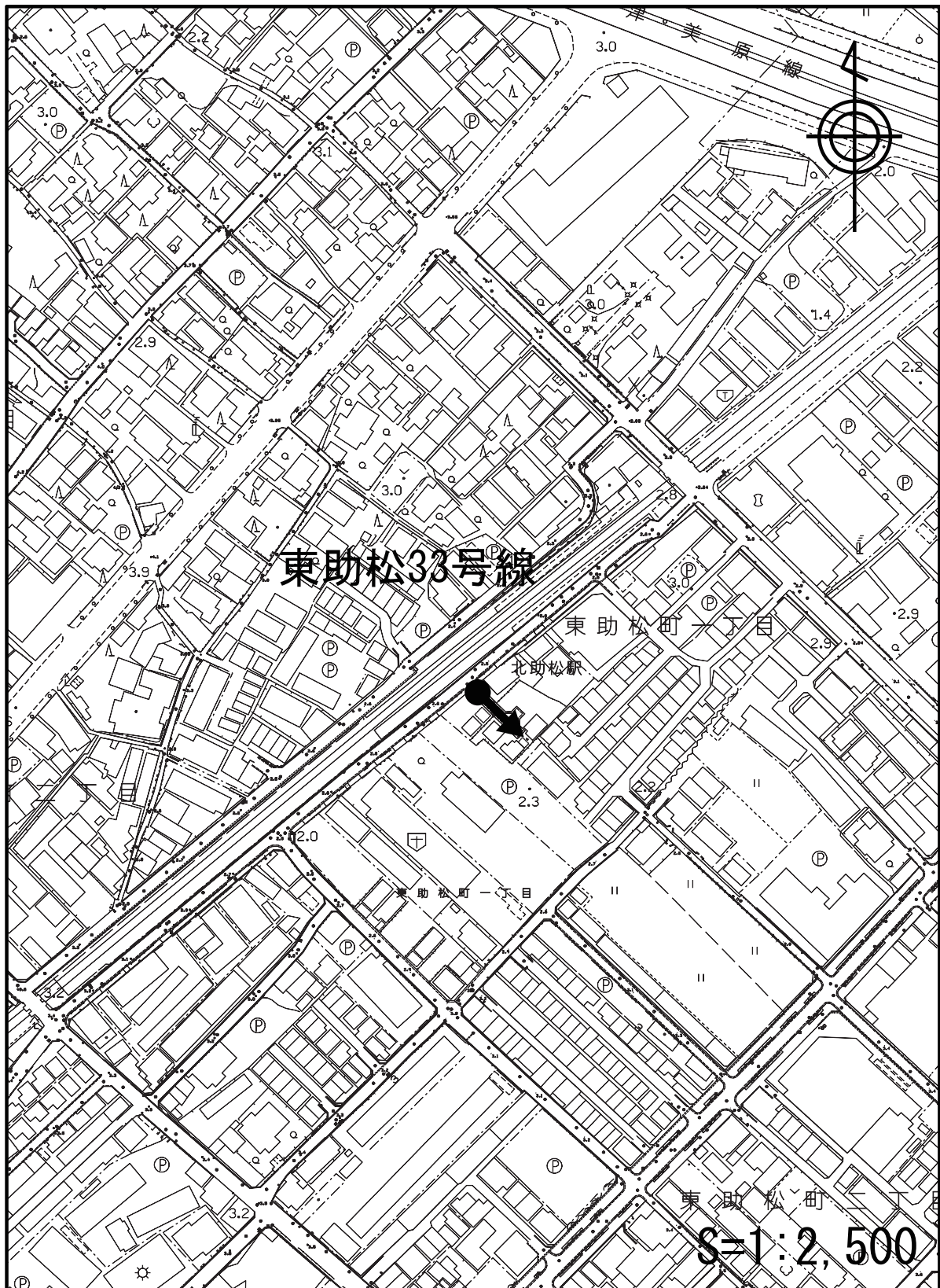


路線名

板原 6 4 号線

板原 6 5 号線

見取図 7



路線名 東助松 3 3 号線

議案第 33 号

公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を泉大津市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

住 所	泉大津市千原町一丁目 10 番 6 号
氏 名	溝 口 和 彦
生 年 月 日	昭和 22 年 3 月 20 日（72 歳）

理 由

本市公平委員会委員溝口和彦氏は、令和元年 12 月 14 日をもって任期満了となるので、その後任を選任する必要がある。

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

(補正第3号)

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

令和元年度泉大津市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 720,496 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,143,003 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方交付税		3,544,000	308,318	3,852,318
	1 地方交付税	3,544,000	308,318	3,852,318
12 使用料及び手数料		416,165	765	416,930
	2 手数料	136,338	765	137,103
13 国庫支出金		5,555,616	1,034	5,556,650
	2 国庫補助金	650,188	1,034	651,222
14 府支出金		1,942,676	161	1,942,837
	2 府補助金	428,623	161	428,784
17 繰入金		413,486	135	413,621
	2 特別会計繰入金	27,746	135	27,881
18 繰越金		1,000	338,612	339,612
	1 繰越金	1,000	338,612	339,612
19 諸収入		516,835	400	517,235
	5 雑入	472,933	400	473,333
20 市債		1,550,800	71,071	1,621,871
	1 市債	1,550,800	71,071	1,621,871
歳 入 合 計		27,422,507	720,496	28,143,003

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,453,899	388,399	2,842,298
	1 総務管理費	1,738,399	388,399	2,126,798
3 民生費		13,072,694	6,769	13,079,463
	1 社会福祉費	4,654,960	5,058	4,660,018
	2 児童福祉費	4,396,909	1,711	4,398,620
4 衛生費		2,772,216	15,370	2,787,586
	2 清掃費	1,111,907	13,454	1,125,361
	4 葬儀費	43,748	1,916	45,664
7 土木費		2,787,194	7,571	2,794,765
	2 道路橋りょう費	467,800	7,571	475,371
9 教育費		2,039,534	2,387	2,041,921
	1 教育総務費	540,302	935	541,237
	2 小学校費	410,861	900	411,761
	5 社会教育費	353,006	552	353,558
11 諸支出金		382,526	300,000	682,526
	3 土地取得費	225,009	300,000	525,009
歳 出 合 計		27,422,507	720,496	28,143,003

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
泉大津市スポーツ施設 指定管理委託事業費	令和元年度～令和6年度	千円 250,000

第3表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
臨時財政 対策債	補正前	千円 950,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	20年以内	3年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	1,021,071	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
(補正額)		71,071							
補正前の額		1,550,800							
合 計		1,621,871							

令和元年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 3 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
9 地方交付税	3, 5 4 4, 0 0 0
12 使用料及び手数料	4 1 6, 1 6 5
13 国庫支出金	5, 5 5 5, 6 1 6
14 府支出金	1, 9 4 2, 6 7 6
17 繰入金	4 1 3, 4 8 6
18 繰越金	1, 0 0 0
19 諸収入	5 1 6, 8 3 5
20 市債	1, 5 5 0, 8 0 0
歳 入 合 計	2 7, 4 2 2, 5 0 7

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
3 0 8, 3 1 8	3, 8 5 2, 3 1 8
7 6 5	4 1 6, 9 3 0
1, 0 3 4	5, 5 5 6, 6 5 0
1 6 1	1, 9 4 2, 8 3 7
1 3 5	4 1 3, 6 2 1
3 3 8, 6 1 2	3 3 9, 6 1 2
4 0 0	5 1 7, 2 3 5
7 1, 0 7 1	1, 6 2 1, 8 7 1
7 2 0, 4 9 6	2 8, 1 4 3, 0 0 3

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	2,453,899	388,399
3 民生費	13,072,694	6,769
4 衛生費	2,772,216	15,370
7 土木費	2,787,194	7,571
9 教育費	2,039,534	2,387
11 諸支出金	382,526	300,000
歳 出 合 計	27,422,507	720,496

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2, 842, 298	610			387, 789
13, 079, 463	928			5, 841
2, 787, 586			765	14, 605
2, 794, 765	△568			8, 139
2, 041, 921	225		400	1, 762
682, 526				300, 000
28, 143, 003	1, 195		1, 165	718, 136

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,544,000	千円 308,318	千円 3,852,318

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	3,544,000	308,318	3,852,318
計	3,544,000	308,318	3,852,318

補 正 前	補 正 額	計
千円 416,165	千円 765	千円 416,930

(款) 12 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生手数料	99,424	765	100,189
計	136,338	765	137,103

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,555,616	千円 1,034	千円 5,556,650

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	198,718	485	199,203

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	308,318	普通交付税

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃手数料	765	粗大ごみ収集手数料 765 一般家庭ごみ収集手数料(地域環境基金活用事業) 0

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	485	個人番号カード利用環境整備費補助金

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費国庫補助金	3, 164	928	4, 092
4 土木費国庫補助金	268, 609	△379	268, 230
計	650, 188	1, 034	651, 222

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 942, 676	千円 161	千円 1, 942, 837

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費府補助金	19, 650	125	19, 775
6 土木費府補助金	3, 505	△189	3, 316
8 教育費府補助金	31, 242	225	31, 467
計	428, 623	161	428, 784

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	928	保健事業費補助金
1 土木費補助金	△379	地籍調査補助金

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	125	大阪府被災者生活再建支援事業補助金
1 土木費補助金	△189	地籍調査補助金
1 教育総務費補助金	225	地域ぐるみの学校安全体制整備補助金

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

補 正 前	補 正 額	計
千円 413,486	千円 135	千円 413,621

(款) 17 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	135	135
計	27,746	135	27,881

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,000	千円 338,612	千円 339,612

(款) 18 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1,000	338,612	339,612
計	1,000	338,612	339,612

補 正 前	補 正 額	計
千円 516,835	千円 400	千円 517,235

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	472,933	400	473,333

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	135	後期高齢者医療特別会計繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	338,612	繰越金

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	400	市刊行物等頒布代金

(款) 17 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	472,933	400	473,333

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,550,800	千円 71,071	千円 1,621,871

(款) 20 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
8 臨時財政対策債	950,000	71,071	1,021,071
計	1,550,800	71,071	1,621,871

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
1 臨時財政対策債	71,071	臨時財政対策債

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,453,899	千円 388,399	千円 2,842,298

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,258,991	2,460	1,261,451	485			1,975
9 企画調査費	33,857	1,245	35,102				1,245
11 災害対策費	31,090	250	31,340	125			125
17 諸費	90,000	64,787	154,787				64,787
22 財政調整基金費	88,014	319,657	407,671				319,657
計	1,738,399	388,399	2,126,798	610			387,789

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 賃金 11 需用費 13 委託料 18 備品購入費	482 1,067 908 3	5 職員福利厚生事業 1,067	11 需用費 修繕料 1,067
		6 電算処理事業 485	7 賃金 482 臨時職員賃金
			18 備品購入費 機器購入費 3
		9 庁内ラン整備事業 908	13 委託料 908 システム保守委託料
8 報償費 9 旅費 13 委託料	180 28 1,037	9 地方版総合戦略策定 事業 208	8 報償費 180 総合戦略推進委員報償費
			9 旅費 28 費用弁償
		10 市民会館跡地等活用 事業（資産活用課） 1,037	13 委託料 1,037 不動産鑑定委託料 768 用地測量委託料 269
19 負担金、補 助及び交付 金	250	6 被災者生活再建支援 事業 250	19 負担金、補助及び交付金 被災者生活再建支援金 250
23 償還金、利 子及び割引 料	64,787	1 国・府支出金返還事 業 64,787	23 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 64,787
25 積立金	319,657	1 財政調整基金積立 事業 319,657	25 積立金 319,657 財政調整基金積立金

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 13,072,694	千円 6,769	千円 13,079,463

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 老人福祉費	2,037,701	5,058	2,042,759				5,058
計	4,654,960	5,058	4,660,018				5,058

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	1,343,426	1,392	1,344,818	928			464
8 認定こども園費	282,465	319	282,784				319
計	4,396,909	1,711	4,398,620	928			783

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,772,216	千円 15,370	千円 2,787,586

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	552,799	18,395	571,194			5,706	12,689

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	5,058	1 介護保険事業特別会計繰出金事業 5,058	28 繰出金 介護保険事業特別会計への繰出 5,058

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	1,392	22 一般事務事業（子育て応援課） 1,392	13 委託料 プログラム変更委託料 1,392
11 需用費	319	2 認定こども園維持管理事業 319	11 需用費 修繕料 319

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費 13 委託料	4,941 13,454	2 粗大ごみ収集事業 2,112	13 委託料 粗大ごみ収集委託料 粗大ごみ収集手数料徴収事務委託料 2,112 2,056 56
		4 資源ごみ収集事業 11,342	13 委託料 資源ごみ収集委託料 11,342
		6 一般家庭ごみ減量化推進事業（地域環境基金活用事業） 4,941	11 需用費 消耗品費 4,941

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 地域環境基金費	54,496	△4,941	49,555			△4,941	
計	1,111,907	13,454	1,125,361			765	12,689

(項) 4 葬儀費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 葬儀費	43,748	1,916	45,664				1,916
計	43,748	1,916	45,664				1,916

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,787,194	千円 7,571	千円 2,794,765

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	89,268	7,571	96,839	△568			8,139
計	467,800	7,571	475,371	△568			8,139

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	△4,941	1 地域環境基金積立事業 △4,941	25 積立金 地域環境基金積立金 △4,941

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費	1,916	1 葬儀事業 352	11 需用費 消耗品費 352
		2 火葬場維持管理事業 1,564	11 需用費 燃料費 1,564

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 13 委託料 15 工事請負費	△2,801 372 10,000	1 道路維持補修事業 10,000	15 工事請負費 補修工事費 10,000
		4 道路用地整備事業 1,131	13 委託料 用地測量委託料 1,131
		5 地籍調査整備事業 △3,560	1 報酬 嘱託報酬 △2,801
			13 委託料 地籍調査事業業務委託料 △759

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,039,534	千円 2,387	千円 2,041,921

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 教育支援センター費	45,177	596	45,773				596
4 教育指導費	63,799	339	64,138	225			114
計	540,302	935	541,237	225			710

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	344,579	900	345,479				900
計	410,861	900	411,761				900

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
11 織編館費	12,195	552	12,747			400	152
計	353,006	552	353,558			400	152

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 役務費 13 委託料	△64 660	5 情報環境整備事業（ 指導課） 596	12 役務費 △64 通信運搬費
			13 委託料 660 メール設定委託料
8 報償費	339	13 地域ぐるみの学校安 全体制整備推進事業 339	8 報償費 339 スクールガードリーダー報償費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
15 工事請負費	900	7 小学校施設整備事業 900	15 工事請負費 900 補修工事費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費	552	1 織編館運営事業 552	11 需用費 552 印刷製本費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

補 正 前	補 正 額	計
千円 382,526	千円 300,000	千円 682,526

(款) 11 諸支出金

(項) 3 土地取得費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土地取得費	225,009	300,000	525,009				300,000
計	225,009	300,000	525,009				300,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	300,000	1 土地取得事業特別 会計繰出金事業 300,000	28 繰出金 300,000 土地取得事業特別会計への繰出

(款) 11 諸支出金

(項) 3 土地取得費

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		24,528	11,416	1,714	167	37,825	7,064	44,889	
	議 員	16	106,680		46,406			153,086	39,188	192,274	
	その他の 特 別 職	1,157	441,326					441,326	69,533	510,859	
	計	1,176	548,006	24,528	57,822	1,714	167	632,237	115,785	748,022	
補 正 前	長 等	3		24,528	11,416	1,714	167	37,825	7,064	44,889	
	議 員	16	106,680		46,406			153,086	39,188	192,274	
	その他の 特 別 職	1,158	444,127					444,127	69,533	513,660	
	計	1,177	550,807	24,528	57,822	1,714	167	635,038	115,785	750,823	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特 別 職	△ 1	△ 2,801					△ 2,801		△ 2,801	
	計	△ 1	△ 2,801					△ 2,801		△ 2,801	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項		限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国 府 支出金	地方債	その他	
泉 大 津 市 スポーツ施設 指 定 管 理 委 託 事 業 費	補正前									
	補正後	250,000			令和元年度 ～令和6年度	250,000				250,000
合 計	補正額	250,000				250,000				250,000
	補正前 の 額	10,099,685		3,325,615		3,280,130	40,193		120,380	3,119,557
	計	10,349,685		3,325,615		3,530,130	40,193		120,380	3,369,557

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普 通 債	12,694,084	600,800		600,800	1,204,167		1,204,167	12,090,717	12,090,717
(1) 総務債	692,217	17,700		17,700	117,913		117,913	592,004	592,004
(2) 民生債	522,166	54,600		54,600	13,302		13,302	563,464	563,464
(3) 衛生債	433,955	80,400		80,400	49,473		49,473	464,882	464,882
(4) 農林水産業債	4,400							4,400	4,400
(5) 土木債	5,078,519	291,400		291,400	629,464		629,464	4,740,455	4,740,455
(6) 公営住宅債	731,229	34,300		34,300	32,464		32,464	733,065	733,065
(7) 消防債	1,001,382	25,300		25,300	44,905		44,905	981,777	981,777
(8) 教育債	4,230,216	97,100		97,100	316,646		316,646	4,010,670	4,010,670
2. 災 害 復 旧 債	53,900							53,900	53,900
(1) 衛生債	400							400	400
(2) 土木債	33,700							33,700	33,700
(3) 公営住宅債	1,400							1,400	1,400
(4) 教育債	18,400							18,400	18,400
3. そ の 他 債	14,771,607	950,000	71,071	1,021,071	1,044,223		1,044,223	14,677,384	14,748,455
(1) 減税補てん債	254,369				59,665		59,665	194,704	194,704
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	14,381,789	950,000	71,071	1,021,071	974,843		974,843	14,356,946	14,428,017
(3) 減収補てん債	135,449				9,715		9,715	125,734	125,734
合 計	27,519,591	1,550,800	71,071	1,621,871	2,248,390		2,248,390	26,822,001	26,893,072

令和元年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度泉大津市土地取得事業特別会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市土地取得事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 926,409 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		225,009	300,000	525,009
	1 一般会計繰入金	225,009	300,000	525,009
歳 入 合 計		626,409	300,000	926,409

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土地取得事業費		0	300,000	300,000
	1 土地取得事業費	0	300,000	300,000
歳 出 合 計		626,409	300,000	926,409

令和元年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
1 繰入金	2 2 5, 0 0 9
歳 入 合 計	6 2 6, 4 0 9

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
3 0 0, 0 0 0	5 2 5, 0 0 9
3 0 0, 0 0 0	9 2 6, 4 0 9

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 土地取得事業費	0	300,000
歳 出 合 計	626,409	300,000

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
300,000			300,000	
926,409			300,000	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 225, 009	千円 300, 000	千円 525, 009

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	225, 009	300, 000	525, 009
計	225, 009	300, 000	525, 009

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	300,000	一般会計繰入金

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 300,000	千円 300,000

(款) 2 土地取得事業費

(項) 1 土地取得事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土地取得事業費	0	300,000	300,000			300,000	
計	0	300,000	300,000			300,000	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 公有財産購入費	300,000	1 土地取得事業 300,000	17 公有財産購入費 用地購入費 300,000

(款) 2 土地取得事業費

(項) 1 土地取得事業費

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 715 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,384,549 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 国庫支出金		0	715	715
	1 国庫補助金	0	715	715
歳 入 合 計		8,383,834	715	8,384,549

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		142,797	715	143,512
	1 総務管理費	111,835	715	112,550
歳 出 合 計		8,383,834	715	8,384,549

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
7 国庫支出金	0
歳 入 合 計	8, 3 8 3, 8 3 4

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
7 1 5	7 1 5
7 1 5	8, 3 8 4, 5 4 9

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	142,797	715
歳 出 合 計	8,383,834	715

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
143,512	715			
8,384,549	715			

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 715	千円 715

(款) 7 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	715	715
計	0	715	715

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	715	国保オンライン資格確認等システム改修補助金

(款) 7 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 142,797	千円 715	千円 143,512

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	111,835	715	112,550	715			
計	111,835	715	112,550	715			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	715	3 給付事務事業 715	13 委託料 715

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

(補正第 3 号)

議案第 37 号

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103, 138 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 595, 952 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		972,564	5,058	977,622
	1 一般会計繰入金	880,561	5,058	885,619
7 繰越金		1	98,080	98,081
	1 繰越金	1	98,080	98,081
歳 入 合 計		5,492,814	103,138	5,595,952

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		152,085	5,058	157,143
	1 総務管理費	78,991	5,058	84,049
4 基金積立金		10	98,080	98,090
	1 基金積立金	10	98,080	98,090
歳 出 合 計		5,492,814	103,138	5,595,952

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第 3 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
6 繰入金	9 7 2 , 5 6 4
7 繰越金	1
歳 入 合 計	5 , 4 9 2 , 8 1 4

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
5, 0 5 8	9 7 7, 6 2 2
9 8, 0 8 0	9 8, 0 8 1
1 0 3, 1 3 8	5, 5 9 5, 9 5 2

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	152,085	5,058
4 基金積立金	10	98,080
歳 出 合 計	5,492,814	103,138

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
157, 143				5, 058
98, 090				98, 080
5, 595, 952				103, 138

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 972,564	千円 5,058	千円 977,622

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 その他一般会計繰入金	151,407	5,058	156,465
計	880,561	5,058	885,619

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 98,080	千円 98,081

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	98,080	98,081
計	1	98,080	98,081

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与費等繰入金	4,884	職員給与費繰入金
2 事務費繰入金	174	事務費繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	98,080	前年度繰越金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 152,085	千円 5,058	千円 157,143

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	78,991	5,058	84,049				5,058
計	78,991	5,058	84,049				5,058

補 正 前	補 正 額	計
千円 10	千円 98,080	千円 98,090

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護給付費 準備基金費	10	98,080	98,090				98,080
計	10	98,080	98,090				98,080

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	2,611	1 人件費 4,884	2 給料 2,611 一般職給
3 職員手当等	1,435		3 職員手当等 1,435 扶養手当 △180 地域手当 147 期末勤勉手当 1,312 通勤手当 △102 住居手当 258
4 共済費	838		4 共済費 838 共済組合補給金 830 共済組合事務費負担金 8
12 役務費	779		12 役務費 779 通信運搬費
13 委託料	△605	2 一般事務事業 174	13 委託料 △605 介護保険事業計画策定業務委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	98,080	1 介護給付費準備基金事業 98,080	25 積立金 98,080 介護給付費準備基金積立金

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料(千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	9	32,655	22,076	54,731	11,710	66,441	
補正前	8	30,044	20,641	50,685	10,872	61,557	
比 較	1	2,611	1,435	4,046	838	4,884	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	576	2,055	14,363	1,008	396	582	3,000	96
	補 正 前	756	1,908	13,051	1,008	498	324	3,000	96
	比 較	△ 180	147	1,312		△ 102	258		
	区 分	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)						
	補 正 後		22,076						
	補 正 前		20,641						
	比 較		1,435						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)		説 明	備 考
給 料	2,611	そ の 他 の 増 減 分	2,611	異 動 等 に よ る 増	
職員手当	1,435	そ の 他 の 増 減 分	1,435	異 動 等 に よ る 増	

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,709 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 927,151 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		1	27,709	27,710
	1 繰越金	1	27,709	27,710
歳 入 合 計		899,442	27,709	927,151

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		866,817	26,696	893,513
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	866,817	26,696	893,513
3 諸支出金		2,011	1,013	3,024
	1 償還金及び還付加算金	2,010	878	2,888
	2 繰出金	1	135	136
歳 出 合 計		899,442	27,709	927,151

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
3 繰越金	1
歳 入 合 計	8 9 9, 4 4 2

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2 7, 7 0 9	2 7, 7 1 0
2 7, 7 0 9	9 2 7, 1 5 1

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	866,817	26,696
3 諸支出金	2,011	1,013
歳 出 合 計	899,442	27,709

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
893, 513				26, 696
3, 024				1, 013
927, 151				27, 709

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 27,709	千円 27,710

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	27,709	27,710
計	1	27,709	27,710

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	27,709	前年度繰越金

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 866,817	千円 26,696	千円 893,513

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	866,817	26,696	893,513				26,696
計	866,817	26,696	893,513				26,696

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,011	千円 1,013	千円 3,024

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付 金	1,960	878	2,838				878
計	2,010	878	2,888				878

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	1	135	136				135
計	1	135	136				135

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 負担金、補助及び交付金	26,696	1 後期高齢者医療広域 連合納付事業 26,696	19 負担金、補助及び交付金 保険料等負担金 26,696

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
23 償還金、利子及び割引料	878	1 保険料還付事業 878	23 償還金、利子及び割引料 保険料過誤納付還付金 878

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	135	1 一般会計前年度精算 金返還事業 135	28 繰出金 一般会計への繰出金 135

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度泉大津市下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市下水道事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 129,438 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,291,251 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入		26	5	31
	1 財産運用収入	26	5	31
7 市債		1, 241, 520	23, 700	1, 265, 220
	1 市債	1, 241, 520	23, 700	1, 265, 220
8 繰越金		1	105, 733	105, 734
	1 繰越金	1	105, 733	105, 734
歳 入 合 計		4, 161, 813	129, 438	4, 291, 251

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		824, 929	23, 700	848, 629
	1 下水道事業費	824, 929	23, 700	848, 629
6 基金積立金		1	105, 738	105, 739
	1 基金積立金	1	105, 738	105, 739
歳 出 合 計		4, 161, 813	129, 438	4, 291, 251

第 2 表 地 方 債 補 正

起債の目的		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
下水道事業費	補 正 前	千円 1,241,520	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内	政府資金 又は銀行 その他資金	40年以内	5年以内	半年賦及び 年賦元利均 等又は半年 賦元金均等 償還	市財政の都合により償還 期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
	補 正 後	1,265,220	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
	(補正額)	23,700							
	補正前の額	1,241,520							
合 計		1,265,220							

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算に
関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
4 財産収入	2 6
7 市債	1, 2 4 1, 5 2 0
8 繰越金	1
歳 入 合 計	4, 1 6 1, 8 1 3

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
5	3 1
2 3, 7 0 0	1, 2 6 5, 2 2 0
1 0 5, 7 3 3	1 0 5, 7 3 4
1 2 9, 4 3 8	4, 2 9 1, 2 5 1

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 事業費	824, 929	23, 700
6 基金積立金	1	105, 738
歳 出 合 計	4, 161, 813	129, 438

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
848, 629		23, 700		
105, 739			105, 738	
4, 291, 251		23, 700	105, 738	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 26	千円 5	千円 31

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金運用収入	26	5	31
計	26	5	31

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 241, 520	千円 23, 700	千円 1, 265, 220

(款) 7 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道債	1, 241, 520	23, 700	1, 265, 220
計	1, 241, 520	23, 700	1, 265, 220

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 105, 733	千円 105, 734

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	105, 733	105, 734

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	5	下水道基金利子収入

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道債	23,700	下水道事業債

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	105,733	繰越金

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
計	1	105,733	105,734

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 824,929	千円 23,700	千円 848,629

(款) 2 事業費

(項) 1 下水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 ポンプ場事業費	575,880	23,700	599,580		23,700		
計	824,929	23,700	848,629		23,700		

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 105,738	千円 105,739

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道基金積立金	1	105,738	105,739			105,738	
計	1	105,738	105,739			105,738	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	23,700	2 ポンプ場更新事業 23,700	13 委託料 23,700 実施設計委託料 11,700 事業委託料 12,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	105,738	1 下水道基金事業 105,738	25 積立金 105,738 下水道基金積立金

(款) 2 事業費

(項) 1 下水道事業費

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 の 増 減 見 込 額						当 該 年 度 末 現在高見込額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
下 水 道 事 業 債	22,925,526	1,241,520	23,700	1,265,220	2,135,699	0	2,135,699	22,031,347	22,055,047